

阿見町地域防災計画 地震災害編付編 新旧対照表（令和 8 年 10 月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由																				
地震-135	第 1 節 総則 第 3 防災責任者が実施する事務または業務の大綱 3. 指定地方行政機関	第 1 節 総則 第 3 防災責任者が実施する事務または業務の大綱 3. 指定地方行政機関	県地域防災計画の内容を反映																				
	<table><tr><th>名称</th><th>事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>関東地方整備局</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>	名称		事務または業務の大綱	(省略)	(省略)	関東地方整備局	(省略)	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<table><tr><th>名称</th><th>事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>関東地方整備局</td><td>(省略)</td></tr><tr><td><u>関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）</u></td><td><u>(1) 災害対策本部の設置に関すること。</u> <u>(2) 災害に関する情報の収集、特別行政相談活動に取り組む体制を整えること。</u></td></tr></table>	名称	事務または業務の大綱	(省略)	(省略)	関東地方整備局	(省略)	<u>関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）</u>	<u>(1) 災害対策本部の設置に関すること。</u> <u>(2) 災害に関する情報の収集、特別行政相談活動に取り組む体制を整えること。</u>
	名称	事務または業務の大綱																					
	(省略)	(省略)																					
	関東地方整備局	(省略)																					
_____	_____																						
_____	_____																						
_____	_____																						
名称	事務または業務の大綱																						
(省略)	(省略)																						
関東地方整備局	(省略)																						
<u>関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）</u>	<u>(1) 災害対策本部の設置に関すること。</u> <u>(2) 災害に関する情報の収集、特別行政相談活動に取り組む体制を整えること。</u>																						